

# 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

**1 要介護認定で要支援1・2と認定された人**

**1 要介護認定で非該当と判定された人**

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合は、地域包括支援センターや市区町村の窓口で基本チェックリストを受けます。

**1 要介護認定を受けていない人**

**地域包括支援センターや市区町村の窓口で相談します**

65歳以上の人は、窓口で基本チェックリストを受けます。その結果をもとに、利用できるサービスを案内します。

※介護が必要と思われる人や希望する人には、要介護認定の申請を案内します。

**1 一般介護予防事業のみを利用したい人**

※基本チェックリストを受ける必要はありません。

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人

基本チェックリストで生活機能の低下がみられなかった人

**2 介護予防・生活支援サービス事業を利用できます**

次の人は、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

- 要介護認定で要支援1・2と認定された人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者

(非該当と判定された人や窓口で相談に来た人などのうち、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人)

本人や家族と話し合い課題を分析し、目標や利用するサービスを決めます。必要に応じてケアプランを作成します。また、一般介護予防事業のサービスも利用できます。

**介護予防・生活支援サービス事業対象者**

**2 一般介護予防事業を利用できます**



**3 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用**

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

具体的な内容や費用などは、市区町村によって異なります。

**1 訪問型サービス**

■既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- 理学療法士などの専門職が訪問し、生活行為改善のための相談・指導などを行う短期集中予防サービス



**2 通所型サービス**

■既存のサービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- 保健・医療の専門職による生活行為改善や介護予防のための短期集中予防サービス

**3 一般介護予防事業のサービスを利用**

●講師派遣事業

1団体につき10名以上で構成されている団体には、介護予防や生活に役立つ体操や運動の紹介や講師など、希望に応じて講師を派遣します。

●その他

介護予防・認知症予防に関する出前講座やイベント、体操・運動教室なども適宜実施しています。

詳しくは王寺町地域包括支援センターまでお問い合わせください。



生活機能とは…人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。